

グループ（共同体）協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇〇の指定管理者として応募するにあたり、当施設の管理運営に関する業務について、次のとおり「〇〇〇〇グループ（共同体）協定書」（以下「協定書」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定書は、〇〇〇〇〇の指定管理者として応募する甲、乙が行う当該施設の管理運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条 当共同体は、〇〇〇〇・〇〇〇〇共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第 3 条 当共同体の構成員は次のとおりとする。

甲 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号
名称 〇〇〇〇
乙 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号
名称 〇〇〇〇

（代表団体）

第 4 条 当共同体の代表団体は〇〇〇〇とし、当該指定管理者業務運営上の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第 5 条 当共同体の事務所は、〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。

（業務分担）

第 6 条 甲及び乙は、指定管理者の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

- 2 甲の担当業務
- 3 乙の担当業務

（指定管理料）

第 7 条 甲は、指定管理者の代表として、千葉県から指定管理料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第 8 条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（指定管理料の受領割合等）

第 8 条 甲及び乙が受領する指定管理料の受領割合は次のとおりとする。

甲 〇〇〇〇 〇〇％
乙 〇〇〇〇 〇〇％

（事業年度及び決算）

第 9 条 当共同体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第 10 条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書 8 条の割合によって、欠損を負担する。

（協定書に定めのない事項）

第 11 条 本協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり〇〇〇〇・〇〇〇〇共同体協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本 2 通及び副本 1 通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

平成 年 月 日

〇〇〇〇・〇〇〇〇共同体

甲 代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇〇 〇〇〇

乙 構成者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇〇 〇〇〇